

令和4年度
事業計画書

社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会

目次

〈基本方針と重点施策〉	1
Ⅰ 適切な法人運営と施設管理	2
1. 法人運営の確立	
2. 総合福祉センターの効率的な管理運営	
Ⅱ 総合的な福祉事業の推進	4
1. 啓発活動の充実・強化	
2. 権利擁護事業の充実	
3. 災害ボランティア活動の推進	
4. 関係団体等との連携と支援	
Ⅲ 特色ある地域福祉活動の推進	9
1. 地区社協との連携	
2. 地域福祉活動計画の効率的な推進	
3. 地域包括ケアシステムの推進	
4. みまもり隊活動支援事業の促進	
Ⅳ ふれあいのまちづくり	10
1. 福祉への啓発・育成とふれあいのネットワークづくり	
2. ボランティア団体等の活動支援	
3. 新たなボランティアの養成	
4. 寄附金によるボランティア団体への支援	
5. 学校と連携した福祉教育の推薦	
6. 赤い羽根共同募金の実施	
Ⅴ 寄り添う介護と自立支援	12
1. 総合的な相談援助	
2. 要介護等認定者への支援	
3. 障害福祉サービス事業の推進	
4. 事業の充実と積極的な PR	
Ⅵ 養護老人ホーム「千寿荘」の運営	14
1. 利用者の自立支援と健康管理の促進	
2. リスクマネジメントの推進	
3. 経営基盤の強化と情報公開の充実	
4. 指定管理者受託施設としての取り組み	
Ⅶ 高齢者福祉センターの運営	16
1. 利用者の健康と生きがいづくり	
2. イベント事業の実施	
3. 安全安心の確保と利用促進	
4. 指定管理者受託施設としての取り組み	

基本方針

近年は、急激な人口減少や複雑な社会情勢の中で「孤独死、虐待、貧困、引きこもり、8050 問題、社会的排除」などの諸問題が顕在化し、また自然災害の異常発生、そして新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返されるなか、これらの事象が日本経済、医療体制、そして我々が行う、社会福祉事業に与えた影響は計り知れません。

このような中、今後多様化・複雑化すると思われる福祉ニーズに対応するため、本会の基本理念『向こう三軒両隣 誰もが心地よく暮らせるまち』を実現できるよう、人と人との絆、地域の絆を大切に、自治会や民生委員、17 地区社協、福祉施設、ボランティア、行政等と情報共有を行い連携、協働しながら、地域の福祉力を一層高めていきます。

令和 4 年度は、今後 5 年間の鹿沼市社会福祉協議会の方向性を打ち出す「第 4 期地域福祉活動計画」の策定年でもあります。地域包括ケア推進のため、市民と協働しながら策定を行います。

また、全ての住民が住み慣れた地域で自分らしく生活するためにも、地域の支え合い活動を推進し、自助・近所（互助）・共助・公助の視点から地域資源を有効活用した「地域共生社会」の実現を目指して参ります。

さらに、「生活相談・支援センターのぞみ」において、さまざまな困窮を抱えた方が一日でも早く自立できるよう、就労支援や家計相談など相談者に寄り添った支援を実施します。

指定管理施設である「鹿沼市高齢者福祉センター」につきましては、第 6 期指定管理者募集年度に当たるため、準備を進めます。養護老人ホーム「鹿沼市千寿荘」におきましては、引き続き、利用者のニーズを的確に把握し、利用者本位のサービスの向上と、さらなる施設運営の効率化を目指します。

重点施策

1 適切な法人運営

コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、ガバナンス（統治方法）の強化を図ります。

2 関係団体との連携と協働

関係団体との「連携と協働」により各種施策を進めます。また、市内 17 の地区社協と綿密な連携を行い、地域福祉サービスの一層の向上を図ります。

3 地域の特性を活かした福祉のまちづくり

「第 4 期地域福祉活動計画」を策定し、地域包括ケアのさらなる推進を図ります。

4 ボランティアの育成と顔の見える関係づくり

ボランティアに関心のある市民に対し各種講座を提供し、ボランティアの育成を図るとともに、ボランティアが参加しやすい講座などを通じて、社協とボランティアとの顔の見える関係づくりを推進します。

5 権利擁護事業の充実

生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業（あすてらす）での相談・支援の充実を図り、生活困窮者や判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方が安心して地域で生活ができるよう努めます。

6 災害対策事業

大規模災害の再来に備え、関係機関との連携に努めます。

I. 適切な法人運営と施設管理

福祉施策推進の中核組織に相応しい運営基盤を確立するとともに、多様化・高度化する利用者ニーズに対応した「連携と交流による福祉活動拠点施設」として、効果的な総合福祉センター運営を推進します。

1. 法人運営の確立

(1) 法人運営基盤の強化

鹿沼市における社会福祉法人の中核を担う組織として、コンプライアンス（法令遵守）を徹底し、ガバナンス（統治方法）を強化するとともに、理事や評議員、監事それぞれの役割を明確化して、経営基盤の強化を図ります。受託事業を積極的に受け入れることにより財源の安定化を図るほか各関係機関との連携を深めながら、適正な法人運営及び効果的な資金運用に努めます。

(2) 会員の加入促進

社協は住民会員制度を根幹とした住民（参加）組織であり、社協だより、ホームページ、地区社協の事業等により活動への理解を深め、会員加入を促進します。

	令和2年度（実績）	令和3年度（見込）	令和4年度（目標）
口数	19,757 口	19,205 口	19,840 口
金額	10,569,415 円	10,231,558 円	10,680,000 円

(3) 指定管理施設の受託

養護老人ホーム「千寿荘」については、新型コロナウイルス等への感染予防対策を徹底し、利用者のニーズを的確に把握し、適正かつ効率的な管理・運営を行います。高齢者福祉センターについては、第6期の指定管理者募集年度に当たるため、準備を進めます。

(4) 適正な予算管理

社会福祉法人を円滑に運営するため、補助金や受託金などの財源確保に努め、各事業種別の精査及び優先順位を意識した予算編成とします。

定款や同施行細則に則り毎会計年度において内部監査を実施し、会計・出納事務を適正に処理します。また、経理の専門家等から、確認や助言を得て適正な会計・経理処理を実施します。

さらに、計算書類等の情報公開により、事業運営の透明化を図ります。

(5) 苦情等への適切な対応

市民、利用者及び家族からの苦情・相談等には相互の信頼関係を損なうことなく、第三者委員とともに適切に対応します。

2. 総合福祉センターの効率的な管理運営

(1) 総合福祉センターの法人運営基盤の強化

竣工後34年が経過し、建物や設備の老朽化に伴う不具合が生じてきており、安全かつ安定した施設運営を行うため、継続的かつ効率的に維持補修等を推進していく必要があります。

予算の範囲内で計画的に修繕等を行い、適正な保守管理を実施していきます。

<近年の修繕工事>

令和元年度	会議室照明修繕、屋外点字ブロック修繕、ブラインド修繕
令和2年度	階段下倉庫扉交換、和室の床改修、建物北側外階段及び壁
令和3年度	1階廊下照明修繕

引き続き、ボランティア・各種団体・施設等に機材等を無償貸出しすることにより事業活動を促進します。

また、利便性や安全性を担保しながら、変化していく利用者ニーズに対応した福祉活動拠点に相応しい効率的な運営に努めます。

<主な取り組み>

- ・利用者の自主管理による利便性の向上
- ・会議室の無償貸出しによる福祉団体等の活動支援
- ・機材等の無償貸出しによる地域活動や福祉施設等の活動促進
- ・要望や必要状況に応じた資機材の導入の検討
- ・計画的な施設改修による設備、機能の維持
- ・新電力導入や効率的な冷暖房使用によるランニングコストの削減

Ⅱ. 総合的な福祉事業の推進

市民ニーズに対応した総合的な福祉施策を推進します。また、一人ひとりの「福祉の心」の育成と市民活動・団体活動との連携と協働により「共に助けあい支えあう福祉のまち」を創造します。

1. 啓発活動の充実・強化

(1) PRの強化

効果的なPRとタイムリーな情報提供により、福祉施策への理解と関心を深めます。

＜主な事業＞ 社協だよりの充実
ホームページ、フェイスブックの充実

(2) 社会福祉大会の見直し

昭和50年より継続されてきた社会福祉大会ですが、この間に福祉を取り巻く環境は激しい変化を遂げてきました。コロナ禍による開催中止などの事情もあったことから、社会福祉大会の内容を大幅に見直し、新たな形での開催を検討します。

(米寿者の推移)

(単位：名)

令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度
578	552	廃止(対象者の増加等の為)

(3) 福祉事業の推進

市民の福祉への意識啓発のため、啓発物品の配布や啓発活動を行います。

＜主な事業＞ 赤い羽根共同募金 黄色い帽子配布(新入学児童)
街頭募金活動



◇赤い羽根をあしらった黄色い帽子



◇街頭募金活動

2. 権利擁護事業の充実

(1) 生活困窮者等の支援

「生活相談・支援センターのぞみ」の運営や、貸付制度、フードバンクの利用等により、生活困窮者等に対する必要な支援を行い、自立を促し、生活の安定を図るため、各種制度を活用しながら対応します。

<主な事業>

生活困窮者自立支援事業の推進…生活相談・支援センター「のぞみ」の運営
貸付制度…生活福祉資金（県社協制度）、社会福祉金庫（生活つなぎ資金）
食料支援…フードバンク

① 生活困窮者自立支援事業の推進

鹿沼市の委託を受け「生活相談・支援センターのぞみ」を市役所内に設置し、相談員4名を配置して、生活困窮に関する各種相談に対応します。さらに、訪問や面接を通して相談者に寄り添い、不安感の解消を図りながら、相談者が抱える課題の解決を目指すと共に、就労支援や家計改善支援事業も合わせて行うことで、困窮状態から抜け出せるよう支援して行きます。

また、問題の解決に向けては各種専門団体や地域（自治会、民生委員、地域住民など）との連携をより一層強化していきます。

ア) 訪問活動の充実

ニーズの早期発見や孤立感の解消のため、訪問活動を充実させます。

イ) 社会参加のきっかけづくり

地域社会から孤立している対象者に対し、地域・ボランティア等の協力を得ながら、個々の状態に合わせた地域活動等の社会参加を促進して行きます。

ウ) 家計改善支援事業の実施

家計の状況を「見える化」し、相談者の家計管理の意欲を引き出すよう支援します。

エ) 就労支援

ハローワークや関係機関と連携し、相談者の希望に沿った支援をします。

オ) 広報活動

「生活相談・支援センターのぞみ」の業務内容や活動状況等について、社協だよりやホームページを活用して周知を図ります。

(単位：件)

	令和2年度(実績)	令和3年度(見込み)	令和4年度(目標)
新規相談件数	512	330	300
延べ相談件数	1,844	1,600	1,600
プラン作成数	59	40	40
家計相談件数	9	5	8

② 生活福祉資金、社会福祉金庫(生活つなぎ資金)

低所得世帯等に貸付を行うことにより、生活の安定を図ります。また、必要に応じて関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	令和4年度(目標)
生活福祉資金	10件	5件	10件
	1,921,000円	6,500,000円	2,000,000円
コロナ特例貸付	1,299件	740件	
	472,520,000円	304,630,000円	
社会福祉金庫	27件	35件	35件
	540,000円	687,000円	700,000円

生活福祉資金とは…低所得者や高齢者、障がい者の安定した生活を確保することを目的とした貸付制度で、県社会福祉協議会が実施主体、市社会福祉協議会が窓口となっています。

コロナ特例貸付とは…上記生活福祉資金内にコロナ禍の経済状況を踏まえ、感染症の影響による休業や失業等により、生活費に困る世帯に対し、令和2年度新規貸付項目として設置となりました。

現状、令和4年3月31日までの期限とされています。

社会福祉金庫とは…低所得世帯に対し、次の収入までのつなぎとして小口の生活資金(生活つなぎ資金)を貸し付け、安定した生活を営ませることを目的とした貸付制度です。

③フードバンク

賞味期限が迫っていたり、家庭で不要になった食品の寄附を受け、生活困窮者に無償で配付する制度です。

“つなぐ” “市民参加の促進” “関係機関との連携” を目指して、広く市民に呼びかけると共に、企業等にも協力をお願いして行きます。

(単位：k g)

	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	令和4年度(目標)
寄附受入	4,423	5,800	6,100
配布	3,752	5,900	6,000

(2) 日常生活自立支援事業(あすてらす)の推進

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な方を対象に、地域で自立した生活を送れるよう福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等預かりなどの福祉サービスを提供し、利用者の権利擁護に資することを目的として下記の取り組みを行います。

- ①金銭管理はもとより心のケアを含めた支援を行います。
- ②利用者が心から安心して地域での生活を送れるよう、一人ひとりに寄り添い、共に歩んでいけるようにサポート体制を整備します。
- ③福祉関係者へ「あすてらす」の周知を行い、制度について正しく理解してもらうことで、支援が必要な人に行き渡るようにします。
- ④利用者等にとって頼りになる制度となるよう、相談受付体制の強化を図ります。
- ⑤講座を開催し、市民への制度周知と民間支援員の養成に努めます。

年度	新規契約 件数 (件)	解約件数 (件)	実利用者数 (人)	相談支援等対応件数			
				問合せ (制度・事業) (件)	初回相談受付 (件)	相談援助件数 (件)	合計 (件)
令和2年度 (実績)	17	10	85	54	38	3,124	3,216
令和3年度 (見込)	10	5	94	20	30	3,050	3,100
令和4年度 (目標)	10	8	96	40	30	3,120	3,190

(3) 法人後見事業について

鹿沼市社会福祉協議会では、平成 26 年度より法人後見事業を行ってきましたが、昨年度に発覚した不祥事により、受任していた 16 ケースは全て弁護士に引き継こととなりました。

現在社協では 1 件も受任していない状態ではありますが、活動再開に向け、今年度は関係する会議や研修に参加するなどして、情報収集と関係機関との連携に努めます。

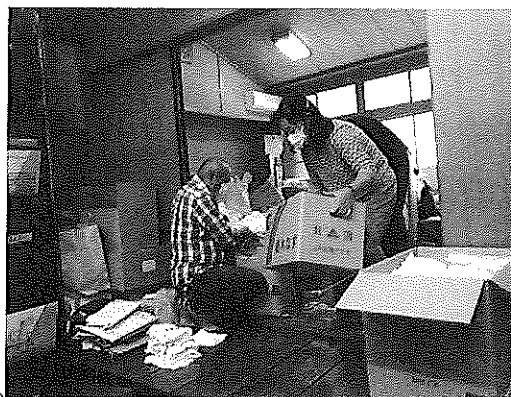
3. 災害ボランティア活動の推進

災害に関わる各種活動により、大規模災害の発生に備えます。

- ・災害ボランティアグループの活動支援、街頭募金の実施、被災地への職員派遣など



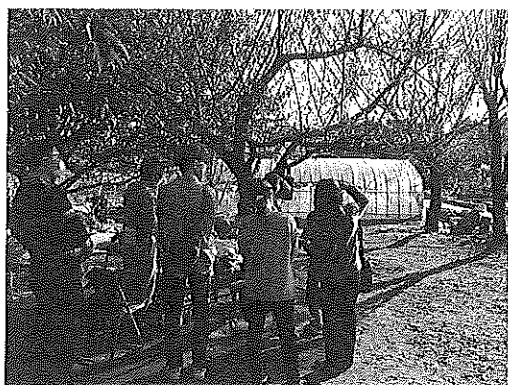
令和 3 年大雨災害義援金



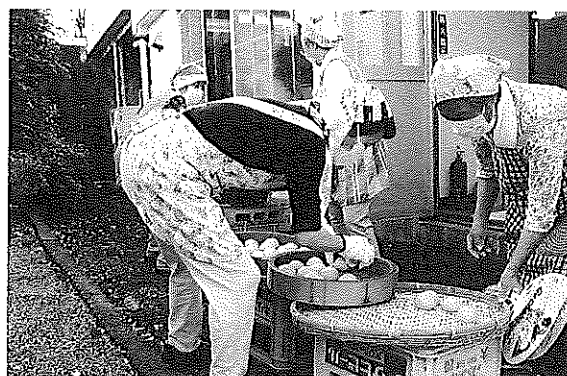
◇被災地へのタオルの発送

4. 関係団体等との連携と支援

関係団体との連携を密にしながら各種施策を効果的に展開していきます。また、団体活動を積極的に支援し、自主的・主体的な活動を促進します。



◇ひきこもり家族会
(市内福祉団体の活動を視察)
毎月第三木曜日に開催予定



◇ボランティア「ふれあい」
(1 人暮らし高齢者への配食事業)

Ⅲ. 特色ある地域福祉活動の推進

高齢者、児童、障がい者をはじめ、地域の全ての人たちが元気で生きがいをもって生活を営むことができるよう、地域の連携による個性豊かな活動を促進し、魅力と活力のある地域を創造します。

1. 地区社協との連携

17ある地区社協（地区福祉活動推進協議会もしくはコミュニティ推進協議会）との連携を密にし、市民とともに地域福祉の推進を図ります。

<主な事業>

- ・地区社協総会への参加
- ・17地区合同会議、交流会の開催
- ・地区社協事業の支援

2. 地域福祉活動計画の効率的な推進

今年度は第3期地域福祉活動計画運用5年目であり、地区社協との協働により、第3期計画の着実な実施をすることで、地域の特性を生かしながら、計画の基本理念である「向こう三軒両隣 誰もが心地よく暮らせるまち」を推進していきます。

また、今年度は市民との協働により、第4期地域福祉活動計画を策定します。

<地域福祉活動計画の主な事業>

- ・移送サービス事業
- ・みまもり事業
- ・ほっとサロン
- ・敬老会事業
- ・防犯パトロール隊の活動
- ・災害対策事業
- ・ふれあい福祉まつり事業 など

3. 地域包括ケアシステムの推進

市から生活支援体制整備事業の委託を受け、地区社協や行政、関係機関との連携を深めながら、地区担当職員が生活支援コーディネーターとして各地区の協議体の活動や取り組みを支援し、「最後まで安心して暮らせるまちづくり」の推進を図ります。

4. みまもり隊活動支援事業の促進

市との連携により、だれもが安心して住み慣れた地域で生活できるよう、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などへの支援を行う、「鹿沼市みまもり隊」に対する支援やコーディネート業務を行います。また、各地区のみまもり隊員の交流等を促し、みまもり隊の活動を支援します。

<主な事業>

- ・利用者のみまもり隊とのコーディネート業務
- ・研修会等の実施
- ・利用者及びみまもり隊への支援

IV. ふれあいのまちづくり

市民一人ひとりの「やさしい心、思いやりの心」を育み、みんなで助け合いながら交流の輪を広げ、「共に支えあい、心がかよいあう“ふれあいのまち”」を創造します。

1. 福祉への啓発・育成とふれあいのネットワークづくり

子供から大人まで幅広い世代に対し、福祉への関心や理解を育む事業を実施します。コロナ禍における地域活動の変化に柔軟に対応をしつつ、ボランティア、NPO、市民活動団体等が連携した地域ぐるみの啓発・交流事業を支援します。地域および市民が主役となる「ふれあいのネットワーク」づくりを推進するため各種事業を展開します。

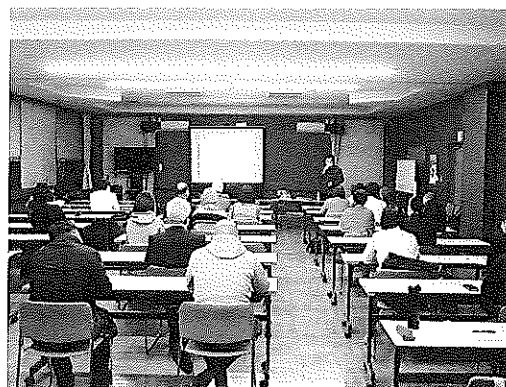
<主な事業>

各種ボランティア講座の開催

学びのカフェ、福祉教育体験学習サポーター養成講座の開催



◇ボランティア講座の様子



◇学びのカフェ

2. ボランティア団体等の活動支援

各種ボランティア団体等を支援し、活動を促進します。

<主な事業>

ボランティア団体への活動援助金交付

ボランティア団体へ各種情報提供

3. 新たなボランティアの養成

ボランティアの育成と活動の促進を図るため、市民だれもが参加できる講座や体験学習により、新たなボランティアを養成します。

<主な事業>

ボランティア養成講座（手話、点訳等）、小学生・中学生・高校生向け福祉講座、認知症に関する講座、ひきこもりに関する講座、オンラインを使った会議の開き方講座

4. 寄附金によるボランティア団体への支援

市民からの寄附金を有効活用し、ボランティア団体等への助成を行うことで、活動基盤の強化を推進します。

5. 学校と連携した福祉教育の推進

小・中・高等学校に講師等を派遣し、児童・生徒の福祉に関する学びを支援するとともに、学校・地域がつながるようコーディネートしていきます。

市内の小中学校で福祉教育の一環として行われる「車いす・アイマスク体験」等のサポートをしてもらうボランティアを養成します。

<主な事業>

車いす・視覚障害者誘導体験 手話・点訳講師の派遣 高齢者疑似体験
当事者の講話

6. 赤い羽根共同募金の実施

毎年10月から12月にかけて行われる赤い羽根共同募金運動に寄せられた募金を、各種地域福祉活動の推進のために活用します。

<主な事業>

- ・認知症カフェやデフサロンなどの福祉活動への支援
- ・新規事業の立ち上げを支援
- ・新小学生へ黄色い帽子の配布
- ・サンタ DE メリークリスマス事業の実施
- ・児童養護施設で行う行事に対する支援
- ・生活困窮者への生活支援
- ・「縁側セット」(仮称)事業

	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)
福祉教育学校助成金	6校	10件
	463,000円	1,000,000円



◇福祉教育学校助成金を活用した盲導犬体験



◇サンタ DE メリークリスマス事業

V. 寄り添う介護と自立支援

高齢者や障がい者が心身ともに自立し、家族と共に住み慣れた地域や自分の家で、生きがいをもち元気に生活し続けることができるよう、関係機関と連携した総合的なサービスを提供します。

1. 総合的な相談援助

(単位:名)

在宅介護等に関する幅広い相談に応じ、必要なサービスが受けられるよう総合的な援助や関係機関との連絡調整を行います。

令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (目標)
59	50	55

◇ 目標数値 (相談件数)

2. 要介護等認定者への支援

介護保険制度に基づき要介護者・要支援者等の心身の特性や生活ニーズを踏まえ、利用者の自立した在宅生活に向けての適切なサービスを提供します。また、事業関係者との連携を密にし、新規利用者の増加を図ります。

(単位:名)

(1) 居宅介護支援事業 (ケアプラン作成)

居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成により、一人ひとりに適切に対応したサービス内容を調整します。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (目標)
要介護	月平均 71	月平均 78	月平均 90
介護予防	月平均 12	月平均 18	月平均 24

◇ 目標数値 (サービス提供者数)

(2) 通所介護事業 (デイサービス)

(単位:名)

通所による、食事や入浴、レクリエーション等により、日常生活支援と身体機能の維持向上を図ります。また、月曜祝日の実施や「お試しデイサービス」を実施することにより利用者の増加を図ります。

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (目標)
要介護	月平均 100	月平均 162	月平均 186
介護予防	月平均 25	月平均 31	月平均 36

◇ 目標数値 (サービス提供者数)

3. 障がい福祉サービス事業の推進

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）に基づき障がい者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービスを提供します。

（1）計画相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望する障がい者からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援（計画相談支援）を実施するほか、障がい者等からの様々な相談を受け支援を行います。

（単位：名）

令和2年度 （実績）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （目標）
61	75	75

◇ 目標数値（サービス提供者数）

4. 事業の充実と積極的な PR

積極的な事業 PR を行い、利用者増による健全運営に努力します。

<主な取り組み>

社協ホームページや社協だよりを活用し、広く PR に努める。

他事業所との連携と情報発信をする。

ボランティアや介護実習生を受入れ、通所介護事業利用者と交流を図る。



◇通所介護事業での行事（左：お花見、右：運動会）

VI. 養護老人ホーム「千寿荘」の運営

全室個室の恵まれた環境で、利用者のニーズを的確に把握し、個別支援計画によって、入居者の自立支援を推進していきます。また、家庭的な雰囲気の中で、生きがいのある生活が送れるよう、各種行事、クラブ活動、地域との交流等を継続的に深め、社会活動への参加を支援します。さらに、緊急一時避難対応室運用事業においては、対象高齢者を何時でも迅速かつ安全に保護する役割を担います。

また、5期目の指定管理者受託施設として効率的で安全な運営をしてみたいです。

1. 利用者の自立支援と健康管理の促進

(1) 日常生活の支援と介護の提供

利用者の高齢化、虚弱化に伴う慢性疾患や認知症等を予防するとともに、常に清潔感のある施設維持に努めます。

<主な事業>

アセスメント作成会議による利用者の情報収集・分析
個別支援計画に基づいた生活援助、残存能力を活かした生活行為の訓練や支援
必要に応じ、利用者の医療機関への通院介助
外部の介護保険事業者との連携
給食運営委員会での食事ケアの充実

(2) 健康・衛生管理の支援

健康の維持増進を図り、特に感染症予防や対策を徹底します。

<主な事業>

定期健診(年2回)、嘱託医往診(月1回)、歯科検診(年1回)、結核・肺癌検診、インフルエンザワクチン接種、体重・血圧測定(月1回)、体温測定(毎日)、リズム体操による介護予防、うがいや手洗いの徹底、給食委員会・余暇活動委員会による嗜好調査、利用者及び職員の感染症予防研修会の実施(年2回)

(3) 生きがい活動の支援

趣味のレクリエーション活動を展開することにより、メリハリのある生活づくりを支援します。

<主な事業>

書道、大正琴、生け花、園芸活動、手芸、ウォーキング、外出買物会、日帰りレクリエーションの充実、カラオケ(毎週日曜日実施)、話し合いの会(年3回)、誕生会(月1回)、屋内外レクリエーションでの仲間作り、音楽による認知症予防

(4) 地域との交流支援

地域老人会や児童施設・小中高等学校、ボランティア団体との交流を積極的に推進し、施設の意義や認識を深めていただきながら、利用者の社会参加・活動を促進するよう努めます。

<主な事業>

道路清掃等の奉仕活動、地域老人との交流、児童・障害者施設との交流、施設への視察見学等の受入、ふれあいフェスタや各種イベント等への参加

2. リスクマネジメントの推進

適切な施設管理と利用者の事故防止対策としてリスクマネジメントを推進します。

<主な事業>

リアルタイムで全職員が利用者状況を把握できる適正な支援システムの充実
 地震や風水害時のマニュアルの運用
 ヒヤリハット事例(毎月)の検証と事故防止への取組み(随時)
 感染症の予防及び健康対策の強化(年2回の入居者検診と感染症対策職員研修)
 虐待防止マニュアルの運用

3. 経営基盤の強化と情報公開の充実

経営基盤の強化を図り、各担当者がそれぞれリーダーシップを発揮し、計画的でかつ効率的な事業運営を目指します。また、情報公開の適正化や個人情報の管理を徹底します。

<主な事業>

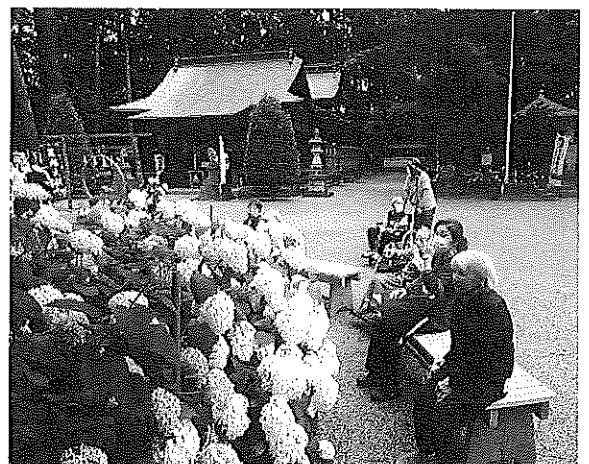
経費削減の徹底
 ホームページを活用した情報発信
 職員の意識改革の徹底(職場内外研修の充実)とOJTの推進
 施設改善に向けての各種委員会活動の実施と報告

4. 指定管理者受託施設としての取り組み

5期目(R4.4.1~R9.3.31)の指定管理者受託施設として、利用者の安定した生活基盤となるよう、周囲の景観も含め良好な環境作りに努めます。また、経費の削減や職員の意識改革を徹底し、さらなる体制強化を図ります。緊急一時避難対応室運用事業では、高齢福祉課の要請にスムーズな受け入れを行います。

◇ 利用者状況 (単位：名)

	R 2 (実績)	R 3 (見込)	R 4 (目標)
入所者数 (定員 60 名)	4 5	4 5	4 8
新規入所者	8	7	8
退所者	1 0	8	5
緊急一時避難 対応室利用者	0	2	0



◇ 令和3年磯山神社への日帰りドライブ

VIII. 高齢者福祉センターの運営

高齢者一人ひとりが、明るく希望をもち、個性を活かしながら生きがいのある健康的な生活を送れるよう、誰もが気軽に利用できる施設として、各種の教養講座の実施をはじめ、自主クラブ活動への支援を行います。

また、温泉入浴や血圧測定による健康チェックなども実施し、利用者の健康増進を推進していきます。

さらに、高齢者の交通手段確保策として市内10コースの無料送迎バスを引き続き運行していきます。

1 利用者の健康と生きがいつくり

(1) 教養講座の開催

高齢者の健やかな生活と生きがいつくりを促進するため、ワクチン接種が終了し、トレーニングセンターの利用者が使用している多目的ホールが使用可能になれば、速やかに講座の再開を目指します。

<過去の講座>

いきいき体操、らくらくヨガ、健康体操、楽しい折り紙

(2) 自主クラブの活動支援

利用者間の交流の場として、施設の有効活用を図ります。

<自主クラブ>

棋聖会、切り絵

(3) ギャラリー（展示場所）の活用

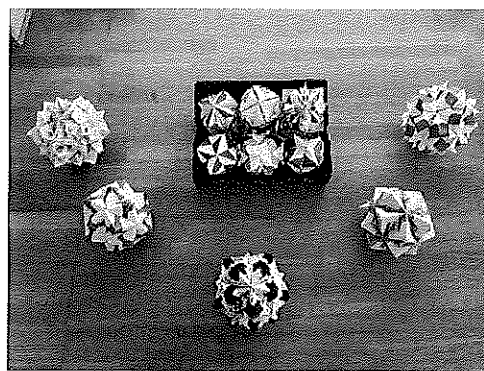
様々な趣味を活かした作品を展示する場としてギャラリーを提供します。

<参考>

版画、写真、折り紙などの作品展示



◇版画・写真



◇折り紙

2 イベント事業の実施

利用者を楽しんでもらえるよう、季節に合わせた飾り付けや、イベントを企画・開催します。



◇クリスマス



◇冬至



◇お正月

3 安全安心の確保と利用促進

- (1) 施設を安心して利用していただくため、感染症予防対策を徹底するとともに、AEDやパルスオキシメーターを設置し、不測の事態に備えた体制を整えています。さらに、看護師による健康相談や血圧測定を行うことにより利用者の健康増進に取り組んでいきます。
- (2) 浴室やトイレに導入している緊急通報システムの活用や職員の巡回により、体調が悪くなった利用者を早期に発見し対応できるように努めていきます。
- (3) 施設を利用したことがない方々や老人クラブ等の各種団体に活用していただけるように引き続き、積極的なPRに取り組むなど利用促進に努めていきます。

4 指定管理者受託施設としての取り組み

5期目（R2.4.1～R5.3.31）の受託施設として、これまで以上に利用者の満足度が向上するよう職員が一丸となって取り組んでいきます。また、機械設備のメンテナンスや修繕等を計画的に行うことで不測の事態が生じないように努めます。さらに、経費の節減を徹底し、基盤強化を図ります。

【利用者累計】

(単位：人)

	60歳以上	中学生～59歳	障害者・小学生	無料利用者	合計
令和元年度	62,139	6,606	6,829	6,475	82,049
令和2年度	18,378	540	1,960	1,314	22,192
令和3年度（見込）	20,453	1,009	1,969	1,053	24,484

